

平成25年2月12日 総務委員会資料

川崎市高等学校奨学金制度の見直しについて

資料1 川崎市高等学校奨学金制度の見直しについて

資料2 政令指定都市の状況及びスケジュール

川崎市高等学校奨学金支給条例

教育委員会

川崎市高等学校奨学金制度の見直しについて

1 現状

川崎市高等学校奨学金支給条例(昭和37年)

(目的)

- 能力があるにもかかわらず、**経済的理由**のため**修学**が困難な者に対し奨学金を支給する。

(受給資格)

- 市の区域内に住所を有し、学資の支弁が困難であり、学業成績が優良で品行が善良であること。

(額)

- 1人**月額9,500円**以内とする。ただし、4月分に限り9,500円を加給する。(年間**123,500円**)

定員	350人
年間予算	43,225千円

※申請者数及び採用倍率の推移(H19～H24)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
申請者数(人)	986	986	1,032	1,196	1,141	1,277
倍 率	2.82	2.82	2.95	3.42	3.26	3.65

◎ 申請者数は、5年前と比較して291名増えている(30%増)

2 社会環境の変化

- ★ **2010(平成22)年度～**

家庭の状況に拘らず、安心して勉学に打ち込める社会のため

公立高校授業料を無償化/国・私立高校就学支援金創設

※ 財源措置として、

特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の人に対する

扶養控除の上乗せ部分が廃止

公立高校には、既に授業料**免除制度**があり、H21の場合川崎市立高校に在学する奨学生**の90%は免除**されており、**無償化の恩恵なく**、控除上乗せ廃止で負担増になることも。

授業料が安い定時制や特別支援学校などは、

無償化の恩恵より、控除上乗せ廃止で負担増になることも。

- ★ **今後の情勢**

無償化は2年を経過し、継続の有無等、国の動向を注視

※ 法の附則にて、**3年経過後**必要に応じ見直しと明記。

3 高校奨学金の効果

- ★ **中途退学**の状況

- ・ 県内の公立高全体と比べ、川崎市奨学生の中途退学率は低い。

(経済的理由で修学困難な生徒が、卒業するために有効な支援策)

中途退学率	H20	H21	H22	H23
全日制				
県内公立	1.61%	1.21%	1.16%	1.03%
市奨学生	0.00%	0.00%	0.61%	0.31%
県内公立	16.44%	14.03%	13.12%	12.86%
市奨学生	11.11%	0.00%	0.00%	5.88%

- ★ **奨学生の進路希望状況**

- ・ 市内における高校卒業後の進学率(大学・専門等)は**78.7%**であるが、奨学生の進学希望率は**88.4%**と、大きく平均を上回る。

(意欲・能力ある生徒が将来**社会的に自立するために有効な支援策**)

分類	進学	就職			合計
		国公立大	私立大	短大・専門	
割合	88.4%	8.7%	59.4%	20.3%	11.6%
					100.0%

5 見直し案

- ★ **ポイント**

1 年々増加する申請者数を考慮し、限りある財源のなか**採用者を増やす**。

2 能力や経済性の観点から、収入基準を就学援助と同様に生活保護基準額とするなど、**必要な額(給付額)**を見直す。

3 公私立・学年ごとにかかる費用、世帯の状況に応じた負担額等を踏まえ、**必要な額(給付額)**を見直す。

4 予約採用(入学準備金)、緊急採用(保護者死亡・被災等による通年採用)を実施し、**必要な時期に適切な支援**を行う。

5 奨学生の**申請基準を明確**にし、また2年目以降の審査を簡略化し、生徒や学校等の**事務負担を軽減**する。

6 奨学生の採用に当たっては、教育委員会で**採用の基準を策定後公表**し、高校入学前における資金計画の一助とする(審査会を廃止)。

- ★ **年収350万円未満世帯の学習費不足額を基準に、金額を検討**

《 現 行 》 《 改 正 後 の イ メ ー ジ 》

区分	学 年	不 足 額 ※H20までの 学習費調査等	奨 学 金 給付年額	不足額に 対する 給付額の 比 率
公 立	1	▲ 323,551	一律 123,500 (350人)	0.38
	2	▲ 244,188		0.51
	3	▲ 138,525		0.89
私 立	1	▲ 521,603	一律 123,500 (350人)	0.24
	2	▲ 331,699		0.37
	3	▲ 229,856		0.54

※ 比率が最も低いのは、「**私立1年生**」(0.24)。

⇒ 改定後もこの比率を**下回らない**こととする。

4 見直しの概要

- ★ **契機**

高校無償化等社会経済状況の変化を踏まえ、**第3期実行計画**や

行財政改革プランに位置付け。

※ **関係長会議**を経て、**庁内検討委員会**で議論。

- ★ **課題**

- ・ 生活保護や就学援助の世帯が増加し、**高校修学への経済的支援**が果たす役割は極めて重要。

※ 小・中学校の児童・生徒の約**7.4%**が就学援助を利用しているが、

奨学金は、約**1%**が受給しているに過ぎない。

- ・ 現行制度は、**学年ごとの費用の違い**などに的確に対応していない。

- ★ **見直しの内容**

- ・ 意欲・能力ある生徒の支援のための**持続可能な制度**として再構築。

(ふるさと応援寄付金、奨学事業基金等を活用)

- ・ 貸付は既に他の制度であり、かつ卒業後に返済可能な経済環境の見通しが不透明であることから、**現行の給付方式**で見直す。

- ・ 現行制度の**課題を改善**し、卒業するうえで効果的な制度を構築。

人 員	見 込 み (千 円)
150	12,150
150	9,150
150	6,900
60	7,800
60	5,100
60	4,200
630	45,300

※ 3年生の比率が高いのは、自立支援のための進路活動費の用意があるため。

※ 従来からの受給資格は変更しないが、申請基準を新たに設ける。

⇒ 「**世帯収入が生活保護基準額以内で、成績3.5以上**」

※ 人員根拠：年収300万円以下で

成額3.5以上(1124申請実績)

資料2

	制度の有無	方式	金額（円）						選考				申請者・採用者				予約採用	緊急採用	
			公			私			収入面	成績面	外部委員	入学金		奨学金					
			入学金	奨学金	立学金	入学金	奨学金	立学金				申請者採用者	奨学金採用者						
														1年生	2年生	3年生			1年生
川崎市(案)	○	給付	45,000	36,000	61,000	46,000	70,000	60,000	70,000	生保1.0倍以内	3.5以上	—	210	210	630	630	○	○	
札幌市	○	給付	10,000		60,000		15,000			○	○	○	—	—	266	1,643	1,060	○	×
仙台市	○	利子補給	—		—		—			年収800万程度	—	—	56	15	72	51	—	—	×
さいたま市	○	貸与	200,000		180,000		200,000			○	—	—	—	—	—	39	4	×	×
千葉市	○	給付	—		120,000		—			○	○	○	—	—	—	14	14	×	×
横浜市	○	給付	—		60,000		—			○	4.0以上	○	—	—	—	1,059	494	×	×
川崎市	○	給付	—		123,500		—			○	○	○	—	—	—	1,277	350	×	×
相模原市	○	貸与	—		118,800		—			○	—	—	—	—	—	10	7	×	×
新潟市	○	貸与	150,000		200,000		300,000			○	3.0以上	○	54	54	10	10	10	×	×
静岡市	○	貸与	50,000		96,000		50,000			○	○	○(調書も)	19	4	8	6	×	×	×
浜松市	○	貸与	—		360,000		—			○	○	—	—	—	—	0	0	×	×
名古屋市	○	貸与	300,000		—		300,000			年収500万程度	—	—	314	220	—	—	—	—	○
京都市	○	給付	63,000		144,000		178,000			非課税世帯	—	—	1,108	984	3,608	3,144	×	×	×
大阪市	○	給付	35,000		72,000		35,000			非課税世帯	—	—	1,922	1,298	4,874	3,429	○	○	○
堺市	○	給付	—		36,000		—			生保1.2倍以内	—	—	—	—	3,222	1,220	×	×	×
神戸市	○	給付	—		84,000		—			非課税世帯	—	—	—	—	—	2,035	1,338	○	×
岡山市	○	貸与	30,000		108,000		50,000			○	○(面接も)	—	8	8	27	19	○	×	×
広島市	×	—	—		—		—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北九州市	○	貸与	—		216,000		—			生保2.4倍以内	—	—	—	—	—	43	40	×	×
福岡市	○	貸与	50,000		216,000		100,000			○	—	—	1,461	904	1,461	904	○	×	×
熊本市	○	貸与	50,000		216,000		100,000			生保1.5倍以内	—	—	215	123	215	123	○	○	○

●スケジュール

		平成24年度						平成25年度						平成26年度															
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
	庁内検討委員会	↑ パソコン等内容精査																											
条例改正		● 政調	● パブコメ	● 条例案作成	● 条例改正																								
広報・公聴		→ 学校説明																											
予算要求		→ 教育によりかわさき → 予算要求																											
教育委員会		● 委員会説明																									● 規則改正		
議会対応		→ 議会説明																											
新制	予約採用	→ 支払準備 → 支払 ● 募集要項配布 → 交付審査結果通知 ● 募集要項配布																											

川崎市高等学校奨学金支給条例

最近改正 平成 19 年 3 月 20 日条例第 18 号抄

昭和 37 年 3 月 31 日
条 例 第 1 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する生徒で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学金を支給することを目的とする。

(奨学金)

第 2 条 奨学金は、毎年度予算の範囲内で定め、その額は奨学事業基金から生ずる利子及び一般歳入をもって充てゐる。

(奨学金の受給資格)

第 3 条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 市の区域内に住所を有すること。
- (2) 学資の支弁が困難であること。
- (3) 学業成績が優良で品行が善良であること。

(奨学生の申請)

第 4 条 奨学生になることを希望する者は、奨学資金支給申請書を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第 5 条 委員会は、前条の申請について必要な調査を行い、別に定める川崎市奨学金審査会にはかり、支給の可否を決定する。

(奨学金の額)

第 6 条 奨学金の支給額は、1 人月額 9, 5 0 0 円以内とする。ただし、4 月分に限って 9, 5 0 0 円を加給する。

(奨学金の支給停止)

第 7 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の支給を停止する。

- (1) 心身の故障のために学業を続ける見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は品行が不良となったとき。
- (3) 休学したとき。
- (4) 奨学金の支給を必要としない事情が生じたとき。
- (5) その他委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

(届出の義務)

第 8 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、又は退学したとき。
- (2) 本人の身分、住所、その他の事項に異動があったとき。

(奨学金の返還)

第 9 条 奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) この条例に反したとき。
- (2) 虚偽の申請によって支給を受けたとき。

(委任)

第 1 0 条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和 3 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 41 年 3 月 31 日条例第 18 号）

この条例は、昭和 4 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 42 年 3 月 23 日条例第 17 号）

この条例は、昭和 4 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 43 年 3 月 30 日条例第 25 号）

この条例は、昭和 4 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 54 年 3 月 16 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条に係る改正規定は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 55 年 3 月 31 日条例第 15 号）

この条例は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 56 年 3 月 31 日条例第 22 号）

この条例は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 59 年 3 月 30 日条例第 16 号）

この条例は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 61 年 3 月 31 日条例第 24 号）

この条例は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 5 年 3 月 28 日条例第 23 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 9 年 3 月 31 日条例第 26 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 11 年 3 月 19 日条例第 24 号）

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 19 年 3 月 20 日条例第 18 号抄）

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。